

の儀も古も跡を尋ねて行はれけり。有りがたき事にや。

二二五 頼朝 上洛

實朝も重ねて京上りしけり、且は結縁のため、且は警固のためなりき。

二二六 隠岐 播遷

法皇かくれさせ給ひて、主上世をしらせ給ふ、すべて天下を治め給ふ事十五年、太子に譲りて尊號例のごとし。院中にて又二十餘年しらせ給ひしが、承久に事ありて御出家、隠岐の國にてかくれ給ひぬ。六十一歳おまし／＼き。

二二七 土御門 院

第八十三代第四十五世土御門院、諱は爲仁。後鳥羽の太子。御母は承明門院源の在子、内大臣通親の女なり。父の御門の例にて、親王の宣下なし、立太子の儀ばかりにて則ち踐祚あり。戊午の年即位。己未に改元。天下を治め給ふ事十二年。太弟に譲りて尊號例のごとし。この御門まさしき正嫡にて、御心ばへもただしく聞えさせ給ひしに、上皇鍾愛にうつされましかるにや、程なく讓國あり立太子までもあらぬさまになりき。承久の亂に、時の至らぬ事をしらせ給ひければにや、さまざま諫めまし／＼けれども、事破れにしかば、玉石共にこが

▲承久に事ありて云々―承久三年七月鳥羽離宮に於て御出家、同十三年隱岐國へ遷し奉り應元元年二月彼の國にて崩す。

▲戊午―建久九年。

▲己未に改元―正治と改元

▲立太子までもあらぬさまになりき―皇弟を位に即け奉らせられしかば、皇子を太子に立て給ふ事もならぬ狀を云ふ。

▲玉石共にこがれて云々―承久三年閏十月十日土佐國に遷し奉り、後に阿波國に渡し奉る

寛喜三年十一月十一日阿波にて崩御

▲第三の子―白山本第二の子に作る

▲庚午―承久四年

▲辛未に改元―建暦と改元

▲實朝―建保六年正月權大納言に任

じ、同三月左近衛大將を兼ね、同年十二月右大臣に任

ず、同七年正月鶴岡八幡拜賀の時、公曉に殺さる。

▲外戚につゞきて―藤原公季―頼朝の妹の夫藤原能保が女を娶る。道家公經の女を納れて頼經を生む。

れて、阿波の國にてかくれさせ給ふ。三十七歳おまし／＼き。

二二八 順 徳 院

第八十四代順徳院、諱は守成、後鳥羽第三の子、御母は修明門院藤原の重子。贈左大臣範季の女なり。庚午の年即位。辛未に改元。

二二九 源 實 朝

この御時、征夷大將軍頼朝の次郎實朝、右大臣左大將までなりにしが、兄左衛門督頼家が子に公曉といひける法師に殺さなぬ。又續ぐ人なくて、頼朝が跡は長く絶えにき。

二三〇 北條氏 執權

頼朝が後室に従二位平の政子とて、時政と云ふものゝ女なりし、東國の事を行ひき。

二三一 頼 經 將 軍

その弟義時兵權をとりしが、上皇の御子を下し申して、仰ぎ奉るべき山奏しけれど、不許にやありけん。九條の攝政道家の大臣は、頼朝の時より外戚につゞきて好みおはしまれば、その子を下して扶持し申しけり。大方の事は義時がま

まになりなき。

二三二 佐渡播遷

天下を治め給ふ事十一年、讓國ありしが、事亂れて佐渡の國にうつされ給ふ、四十六歳おまし／＼き。

二三三 仲恭天皇

廢帝諱は、懷成順德の太子、御母東一條院藤原の光子、故攝政太政大臣良經の女なり。承久三年春の比より、上皇思し召し立つ事ありければ、俄に讓國し給ふ。

二三四 承久の亂

順德御身を輕めて、合戰の事をも、ひとつ御心にせさせ給はん御謀にや、新主に讓位ありしかど、即位登壇までもなくて、軍敗れしかば、外舅攝政道家の大位の後七十七ケ日の間、暫く神器を傳へ給ひしかども、日嗣には加へ奉らず。飯豐の天皇のの例になぞらへ申すべきにこそ。元服なごもなへて、十七歳にてかくれます。

▲その子一頼經  
▲佐渡國にうつされ給ふ一承久三年七月廿一日佐渡に移。わ給ひ、仁治三年九月十二日彼國にて崩す。  
▲廢帝一承久三年四月廿日受禪、七月八日廢し奉る。大嘗會未だ行れずして退き給ひし故に、世に半帝と稱し奉る。文曆元年五月崩御。明治三年七月二十三日諡を奉りて仲恭天皇と申す。  
▲亭一慶安本第に作る。  
▲飯豐天皇一押磐皇子の女、仁賢宗の御姊。  
▲まします一白山本まし／＼ぬに作る。

二三五 承久亂の論

扱もその世の亂を思ふに、誠に末の世には迷ふ心もありねべく、又下の上をしのご端ともなりぬべし。そのいはれをよく辨へらるべき事に侍り。頼朝勳功は昔より類なき程なれど、偏に天下を掌にせしかば、君としてやすからず思し召しけるも理なり。況やその跡絶えて、後室の尼公陪臣の義時が世になりぬればかれの跡を削りて、御心のまゝにせらるべしと云ふも、一往のいひなきにあらす。然れ共白河鳥羽の御代のころより、政道の古き姿やう／＼衰へ、後白河の御時、兵革起りて姦臣世を亂り、天下の民殆塗炭に落ちにき。頼朝一臂を振ひてその亂を平げたり。王室は古きにかへるまでなかりしかど、九重の塵もをさまり、萬民の肩もやすまりぬ。上下堵をやすくし、東より西よりその徳に服せしかば、實朝なくなりても、背く者ありとは聞えず。これにまさる程の徳政なくして、いかでたやすく覆へさるべき。たとひ又失はれぬべくとも、民やすかるまじくば、上天よもくみし給はじ。次に王者の軍と云ふは、科有るを討じて、疵なきをばほろぼさず。頼朝高官に昇り、守護の職を給ふ。これ皆法皇の勅裁なり。私に盜めりとは定めがたし。後室その跡を計らひ、義時久しく彼が權をと

▲後室の尼公一頼朝の妻平の政子

りて、人望に背かざりしかば、下には未だ疵ありといふべからず。一往のいはれ計にて追討せられんは、上の御科とや申すべき。謀叛起したる朝敵の利を得たるには、比量せられがたし。かゝれば時の至らず、天のゆるさぬ事は疑ひなし。但下の上を剋するは、極めたる非道なり。終にはなごか皇化にまつろはざるべき。先づ誠の徳政を行はれ、朝威をたて、彼を剋する計の道ありて、その上の事とぞ覺え侍る。且は世の治亂の姿をも、能くかゞみしらせ給ひて、私の御心なくば、干戈を動かさるゝか、弓矢を戢めらるゝか、天の命に任せ、人の望に隨はせ給ふべかりし事にや。終にしては繼體の道も正路に歸り、御子孫の世に、一統の聖運を開かれぬれば、御本意の未だ達せぬにはあらず。されども一旦もしづませ給ひしこそ口惜く侍れ。

二三六 後堀河院

第八十五代後堀河院、諱は茂仁。二品守貞親王後に後高倉院と申す第三の子。御母は北白河院藤原の陳子、入道中納言基家の女なり。

二三七 入道親王

入道親王は高倉第三の御子、後鳥羽同胞の御兄、後白河の御選にもれ給ひし御

▲動かさるゝか―花山院本及び青蓮院本動かさざるかに作る。今白山本等に從ふ。  
▲繼體の道も正路に歸り云々―後堀河四條の二代を經終に土御門の御子後嵯峨位につき給ひし事を云ふ。  
▲茂仁の訓、花園院宸記に據る。但纂輯御系圖に「トヨヒト」とあり。

▲入道親王―守貞親王。入道親王とは親王の宣下ありて後に佛の道に入られたるを云ふ。又佛の道に入りて後親王の宣下あるをば法親王と申す。  
▲草壁の太子―天武の太子。  
▲淡路の帝―淳仁。  
▲舍人の親王―天武の皇子。  
▲施基の王子―天智の皇子。  
▲早良の廢太子―光仁の皇子桓武の太弟。  
▲小一條院―三條の皇子敦明親王。母は皇后藤原成子小一條左大將濟時の女。  
▲辛巳―承久三年。

事なり。承久に事ありて、後鳥羽の御流の外、この御子ならでは、皇胤ましまさず、依りてこの孫王天位につけ奉り、入道親王尊號ありて、太上皇と申し、世をしらせ給ふ。追號の例は、文武の御父草壁の太子を、長岡天皇と申し、淡路の帝の御父舍人の親王を、盡敬天皇と申す。光仁の御父施基の王子を、田原天皇と申す。早良の廢太子は、怨靈をやすめんとて、崇道天皇の號をおくらる。院號ありし事は、小一條院ぞましける。この天皇辛巳の年即位、壬午に改元。天下を治め給ふ事十一年。太子に譲りて尊號例のごとし。暫く政をしらせ給ひしが、二十一歳にて世を早くしまし〜き。

二三八 四條院

第八十六代四條院、諱は秀仁、後堀河の太子、御母藻壁門院藤原の尊子、攝政左大臣道家の女なり。壬辰の年即位、癸巳に改元例のごとし。

二三九 藤原道家執政

一年計有りて、上皇かくれ給ひしかば、外祖にて道家の大臣王室の權をとりて昔の執政のごとくにぞありし。東國に仰ぎし征夷大將軍賴經も、この大臣の胤子なれば、文武一つにて權勢おはしけりとぞ。天下を治め給ふ事十年、俄に世を

早くし給ふ。十二歳おましました。

二四〇 後 嵯 峨 院

▲壬午に改元一貞應と改元。  
 ▲壬辰一貞永元年▲癸巳に改元一天福と改元。  
 通親  
 在子(土御門母) (後嵯峨母)  
 通宗一通子  
 通方  
 ▲無頼一頼むべき處の人なき意。  
 ▲彼の御子一順徳の御子。此の時位につけ奉らんとせしは忠成王なり。  
 ▲土御門院御兄にて一土御門は順徳の御兄なり。土御門は後鳥羽の太子にましませば、もとより兄のますべき理なし。然るに類従木土御門院の御兄に作るは非なり。

第八十七代第四十六世後嵯峨院。諱は邦仁、土御門院第二の御子、御母は贈皇太后源通子、贈左大臣通宗の女、内大臣通親の孫女なり。この御門、承久の亂ありし時、二歳にならせ給ひけり。通親大臣の四男大納言通方は、父の院にも御傍親、贈皇后にも御ゆかりなりしかば、收養し申して、隠し置き奉りき。十八の御年にや、大納言さへ世を早くせしかば、いごご無頼になり給ひて、御祖母承明門院になんうつろひましゝける。廿二歳の御年春正月十日、四條院俄に晏駕、皇胤もなし、連枝の御子もましまさず。順徳院ぞ未だ佐渡におはしましけるが、御子達もあまた都に留まり給ひし。入道攝政道家の大臣、かの御子の外家におはせしかば、この御流を天位につけ奉り、もとのまゝに世をしらんと思はれけるにや、その趣を仰せ遣しけれど、鎌倉の義時が子泰時計らひ申して、この君をすゑ奉りぬ。誠に天命なり正理なり。土御門院御兄にて、御心ばへもあだしく、孝行も深く聞えさせ給ひしかば、天照大神の冥慮に代りて、計らひ申しけるも理なり。

二四一 泰 時 の 論

▲本所一領主。

▲其政次第のまゝに一大澤本其政の次第に作る。  
 ▲七代一義時、泰時、經時、時頼、時宗、貞時、師時。高時に至りて亡びぬ。  
 ▲ものも一諸本ものに作る。今青蓮院本に従ふ。

大方泰時心正しく政すなほにして、人をはぐくみ物におごらず。公家の御事を重くし本所の煩をとめしかば、風の前に塵なくして、天の下則ち静まりき。かくて年代を重ねし事、偏に泰時が力とぞ申し傳ふめる。陪臣として久しく權を執る事は、和漢兩朝に先例なし。その主たりし頼朝すら二世をば過ぎず。義時いかなる果報にか、はからざる家業を始めて、兵馬の權をとれりし、ためし稀なる事にや。されど殊なる才徳は聞えず。又大名の下に誇る心や有りけん。中二年計ぞ有りし。身まかりしかど、かの泰時相續ぎて徳政を先とし、法式を堅くす。己が分をはかるのみならず、親族並びにあらゆる武士までもいましめて、高官高位を望む者なかりき。その政次第のまゝに衰へ、終に滅びぬるは、天命の終る姿なり。七代までたもてるこそかれが餘薫なれば、恨むる所なしといひつべし。凡そ保元平治より以來の亂りがはしさに、頼朝と云ふ人もなく泰時と云ふものもなからましかば、日本國の人民いかになりなまし。このいはれをよくしらの人は、故もなく皇威の衰へ、武備のかちにけると思へるは誤りなり。所々に申し侍る事なれど、天日嗣は御讓に任せ、正統に歸らせ給ふにとりて用

意有るべき事の侍るなり。神は人を安くするを本誓とす。天下の萬民は皆神物なり。君は尊ましくしませど、一人を樂しましめ、萬民を苦しむる事は、天も許さず、神もさいはひせぬいはれなれば、政の可否に隨ひて、御運の通塞あるべしとぞ覺え侍る。まして人臣としては、君を貴び、民を憐み、天にせぐくまり地にぬきあしし、日月の照すを仰ぎても、心の黒くして、光に當らざらん事をおぢ、雨露の施すをみても、身のただしからずして、恵みに漏れん事を願るべし。朝夕に長門狭田の稻の種をくふも皇恩なり。晝夜生井榮井の水のながれを呑むも四徳なり。これを思ひも入れず、あるに任せて欲を恣にし、私を先として公を忘るゝ心あるならば、世に久しき理侍らじ。況や國柄をこる仁に當り、兵權を預る人として、正路を踏まざらんにおきては、いかでかその運を全くすべき。泰時が昔を思ふには、よく誠ある所有りけんかし。子孫はさほどの心あらじなれど。堅くしける法のまゝに行ひければ、及ばすながら世をも重ねしにこそ。異朝の事は、亂逆にして紀なきためし多ければ、例とするに足らず。わが國は、神明の誓いちじるくして、上下の分定まれり。然も善惡の報明かに、因果の理空しからず。且は遠からぬ事どもなれば、近代の得失を見て、將來の

鑒誠とせらるべきなり。

二四二 後嵯峨院繼體の主

抑この天皇正路に歸りて、日嗣を受け給ひし。先立ちてさま／＼奇瑞ありき。又土御門院阿波の國にて告文をかゝせまして、石清水の八幡宮に啓白させ給ひける。その御本懷末通りにしかば、さま／＼御願を果されしも、哀れなる御事なり。終に繼躰の主として、この御末ならぬはまします。壬寅の年即位。癸卯の春改元。御身を慎み給ひければにや、天下を治め給ふ事四年。太子をさなくまし／＼しかども讓國あり。尊號例のごとし。院中にて世をしらせ給ふ。御出家の後もかはらず。二十六年ありしかば、白河鳥羽より以來には、おだやかにめでたき御代なるべし。五十三歳おまし／＼き。

二四三 後深草院

第八十八代後深草院、諱は久仁。後嵯峨第二の子。御母は大宮院藤原の嬉子。太政大臣實氏の女なり。丙午の年四歳にて即位。丁未に改元。天下を治め給ふ事十三年。后腹の長子にてまし／＼しかども、御病おはしましければ、同母の御弟恒仁親王を太子に立て、讓國尊號例のごとし。伏見の御代にぞ、暫く政

▲さま／＼奇瑞ありき—天皇嘗て潜に石清水宮に参り通宵默禱せられしに、夢に壇上聲あり、椿葉の影再び改まらんとありき又四條崩御の後、泰時鶴岡八幡宮に詣で、善を探りしに亦協へり、是等をいへるならむ。  
▲告文—御願文。  
▲壬寅—仁治三年  
▲癸卯の春改元—寛元と改元  
▲嬉子—花山院本信子に作り、青蓮院本嬉子に作る、  
▲丙午—寛元四年  
元丁未に改元—寛治と改元

を知らせ給ひしが、御出家ありて、政務をば主上に譲り申させ給ふ。五十八歳  
おまし〜き。

二四四 龜山院

第八十九代第四十七世龜山院、諱は恒仁つねひと、後深草院同母の御弟なり。己未の年即位。庚申に改元。この天皇を繼躰と思し召し掟きてけるにや、后腹に皇子生れ給ひしを、後嵯峨とり養ひまして、いつしか太子に立て給ひぬ。後深草その時新院と申し、の御子も先立ちて生れ給ひしかども、ひきこされまじき。太子は後宇多にまじしき。深草の御子に伏見御年四歳になり給ひけり。後嵯峨かくれさせ給ひて後、兄弟の御あはひにあらそはせ給ふ事ありければ、關東より母儀大宮院に尋ね申しけるに、先院の御素意は、當今にまします由を仰せ遣はされければ、事定まりて、禁中にて政務せさせ給ふ。天下を治め給ふ事十五年。太子に譲りて尊號例のごとし。院中にても十三年まで世をしらせ給ふ。事あらたまりにし後御出家。五十七歳おまし〜き。

二四五 後宇多院

第九十代第四十八世後宇多院。諱は世仁。龜山の太子。御母は皇后藤原信子。後に京極と申す左大臣實雄の女なり。甲戌の年即位。乙亥に改元。

▲后腹の長子にて云々―後深草は皇后藤原信子の長子  
▲主上―伏見  
▲己未―正元元年  
▲庚申に改元―文應と改元  
▲后腹に皇子生れ給ひ―后は、左大臣實雄の女藤原信子なり。皇子は世仁親王即後宇多。  
▲後嵯峨かくれさせ給ひて―後嵯峨は文永九年崩す。  
▲大宮院―嵯峨、後深草の條に見き  
▲先院―後嵯峨  
▲當今―龜山  
▲信子―白山本實子に作り、大澤慶安二本菽子に作り類従本姑子に作る  
▲甲戌―文永十一年。  
▲乙亥に改元―建治と改元。

二四六 元寇

丙子の年もろこしの宋の幼帝徳祐二年に當る。今年北狄の種蒙古起りて、元國といひしが、宋の國を滅す。金國起りにしより、宋は東南の杭州に遷りて、百五十年になれりて宋をせめしが、辛巳の年、弘安四年蒙古起りて、先づ金國をせめ、その國をあはせ、後に江を渡りて宋をせめしが、辛巳の年、弘安四年蒙古の軍多くの船をそろへてわが國をかす。筑紫にて大に合戦あり。神明威を顯し形を現して防がれけり。大風俄に起りて數十萬艘の賊船皆漂倒破滅しぬ。末世とはいへども、神明の威徳不可思議なり。誓約のかはらざる事、これにて推し量るべし。

二四七 稽古の君

この天皇天下を治め給ふ事十三年。思の外に遁れまし〜て十餘年ありき。後二條の御門立ち給ひしかば、世をしらせ給ふ。遊義門院かくれまして、御歎の餘りにや、出家せさせ給ふ。前大僧正禪助を御師として、宇多圓融の例により東寺にて灌頂せさせ給ふ。珍らかに尊き事に侍りき。その日は後醍醐の御門、中務の親王とて王卿の座につかせまします。唯今の心地ぞし侍る。後二條院かくれさせ給ひし後、いとゞ世を厭はせ給ふ。嵯峨の奥大覺寺と云ふ所に、弘仁寛平の昔の御跡を尋ねて、御寺などあまた立て、ぞ行はせ給ひし。その後後醍

▲遊義門院―後宇多の皇后。  
▲出家せさせ給ふ―徳治二年。  
▲王卿―類従本王孫に作る  
▲弘仁寛平―嵯峨宇多

▲大風俄に起りて云々―弘安四年閏七月一日。

▲延喜天曆寛弘延久一延喜は醍醐、天曆は村上、寛弘は一條、延久は後三條。

▲古に若稽一尙書の堯典舜典、大禹謨の篇に見えたり

▲事古を師とせずして云々一尙書説命の篇に、説曰事不レ師古以克永レ世、匪レ説攷レ聞と見えたり。

▲元士良一白山本王守澄に作る。

▲全經の書一易、詩、書、禮、樂、春秋の六經。

▲三史一史記、前漢書、後漢書。

▲周易の深き道云々一田氏家集に、寛平元年十月九日御讀周易三年六月十三日講畢。博士善愛成レ把卷奉レ授云々とあり。善愛成、善淵愛成。

▲菅氏一道眞公。▲紀納言一長谷雄▲善相公一三善清行。

▲十餘年一花山院青蓮院二本十四年に作る。

嗣の御門、位につきまじししかば、又暫く世をしらせ給ひて、三年ばかりありて、譲りまじしき。大かたこの君は、中古より以來には、ありがたき御事とぞ申し侍るべき。文學の方も、後三條の後には、かほどの御才聞えさせ給はざりしにや、寛平の御誠には、帝皇の御學問は、群書治要などにてたりぬべし雜文につきて政事を妨げ給ふなど見えたるにや。されど、延喜天曆寛弘延久の御門は、皆宏才博覽に諸道をもしらせ給ひ、政事も明かにまじししかば、先二代はことふりぬ。つぎては寛弘延久をぞ賢王とも申すめる。和漢の古事をしらせ給はねば、政道も明からず、皇威も軽くなる、定まれる理なり。尙書に堯舜禹の徳を譽むるには、古に若稽と云ふ。傳説が殷の高宗を教へたるには、事古を師とせずして世にながき事は、説が聞かざる所なりとあり。唐に元士良とて、近習の宦者にて、内權を取極めたる奸人なり。その黨類に教へけるは、人主に書を見せ奉るな、はかなき遊び戯れをして御心を亂るべし。書を見て此の道を知り給はゞ、わが輩は失せぬべしといひける。今もありぬべき事にや。寛平の群書治要をさして宣ひける。部せばきに似たり。但この書は唐の太宗、時の名臣魏徵をして撰ばせられたり。五十卷の中に、あらゆる經史諸子までの名文を載

せたり。全經の書三史等をぞ、常の人はまなぶなる。この書に載せたる諸子などは見るものすくなし。ほどほど名をだにしらぬ類もあり。まして萬機をしらせ給はんには、これまでまなばせ給ふ事よしなかるべきにや。本經等をならはせましますまでは有るべからず。既に雜文とてあれば、經史の御學問の上にこの書を御覽じて、諸子等の雜文までなくとも御心なり。寛平は殊にひろく學ばせ給ひけるにや。周易の深き道をも、愛成と云ふ博士に受けさせ給ひき。延喜の御事は左右にあたはず。菅氏輔佐し奉られき。その後も紀納言善相公等の名儒ありしかば、文道の盛なりし事も、上古に及べりき。この御誠につきて、天子の御學問さまでなくとも申す人の侍る。淺猿事なり。何事も文の上にてよく料簡あるべきをや。この君は在位にても政事を知らせ給はず。又院にて十餘年閑居し給へりしかば、稽古に明かに、諸道をしらせ給ふなるべし。御出家の後も懇に行はせまじしき。上皇の出家せさせ給ふ事は、聖武孝謙平城清和宇多朱雀圓融花山後三條白河鳥羽崇徳後白河後鳥羽後嵯峨後深草龜山にまします。醍醐一條は御病重くなりてぞせさせ給ひし。かやうにあまた聞えさせ給ひしかど、戒律を具足し、始終かくる事なく、密宗を究めて、大阿闍梨をさへせ

させ給ひし事、いとありがたき御事なり。此の御末に、一統の運をひらかるゝ有徳の餘薫ごぞ思ひ給へる。元享の末甲子の六月に、五十八歳にてかくれましまし給ひ。

— 卷五終 —

▲後深草—花山院  
寄蓮院白山の三本  
深草に作る。又白  
山本龜山の下後宇  
多の三字あり。  
▲かくる—花山院  
本かはるに作る。  
▲元享の末云々—  
元享四年即ち正中  
元年。

新注神皇正統記卷之六

二四八 伏見院

第九十一代伏見院、諱は熙仁<sup>ひろひと</sup>。後深草第一の子。御母は玄輝門院藤原愔子。左大臣實雄の女なり。後嵯峨の御門、繼體をば龜山と思し召し定めければ、深草の御流いかゞと覺えしを、龜山弟順の儀を思し召しけるにや。この君を御猶子にして、東宮にすゑ給ひぬ。その後御心もゆかず。あしざまなる事さへ出できて、踐祚ありき。丁亥の年即位。戊子に改元、東宮にさへこの天皇の御子居給ひき。天下を治め給ふ事十一年。太子に譲りて尊號例のごとし。院中にて世を知らせ給ひしが、程なく時遷りにしかど、中六年ばかりありて、又世を知り給ひき。

二四九 兩統迭立

關東の輩も龜山の正流を受け給へる事は、知り侍りしかど、近比となりて、世

▲丁亥—弘安十年  
▲戊子に改元—正  
應と改元。  
▲程なく時遷りに  
しかど—後二條在  
位中六年の間、政  
事に預り給はざり  
しを云ふ。



を疑はしく思ひければにや、兩皇の御流を、かはるくする申さんと相計らひ  
けりとなん。後に出家せさせたまふ。五十歳おましくき。

二五〇 後 伏見院

第九十二代後伏見院。諱は胤仁<sup>たねひと</sup>。伏見第一の子、御母は永福門院藤原璋子、入  
道太政大臣實兼の女なり。實の御母は准三宮藤原の經子。入道參議經氏の女な  
り。戊戌の年即位。己亥に改元。天下を治め給ふ事三年。推讓の事あり。尊號  
例のごとし。正和の比、父の上皇の御讓にて、世を知らせ給ふ。時の御門は御  
弟なれど、御猶子の義なりとぞ。元弘に世の中亂れし時、又暫く知らせ給ふ。  
事改りても、かはらず都にすませましくしが、出家せさせ給ひて、四十九歳  
にてかくれさせましくき。

二五一 後 二條院

第九十三代後二條院。諱は邦治<sup>くにちはる</sup>。後宇多第一の子。御母は西華門院源の基子。  
内大臣具守の女なり。辛丑の年即位。壬寅に改元。天下を治め給ふ事六年あり  
て、世を早くし給ふ。二十四歳おましくき。

二五二 花 園 院

▲諱子—白山本兼  
子に作る。  
▲戊戌—永仁六年  
▲己亥に改元—正  
安と改元。  
▲正和—花園院の  
年號。正和二年伏  
見難髮せらる。因  
りて後伏見世を知  
らせ給ひしなり。  
▲時の御門—花園  
▲暫くしらせ給ふ  
—元弘元年より同  
三年に至る。  
▲辛丑—正安三年  
▲壬寅に改元—乾  
元と改元。

▲花園院—大澤本  
に萩原院花園院と  
もとあり。今白山  
本類徒本に従ふ。  
▲戊申の年即位改  
元—戊申は徳治三  
年延慶と改元。  
▲諱闌—天皇の大  
喪中。  
▲世中あらたまり  
て—元弘の亂。  
▲五十一歳おまし  
ましき—大澤本青  
蓮院本、慶安本こ  
の十字なし。

▲八幡宮—石清水  
の八幡宮。  
▲一〇御子—後二  
條  
▲御元服云々—嘉  
元年御元服。同  
二年太宰帥。徳治  
二年中。卿兼兼任

第九十四代花園院。諱は富仁<sup>とみひと</sup>。伏見第三の子。御母は顯親門院藤原季子。左大  
臣雄の女なり。戊申の年即位改元。父の上皇世を知らせ給ひしが、御出家の  
後には御讓にて、御兄の上皇しらせまします。法皇かくれ給ひても、諒闇の儀  
なかりき。上皇御猶子の義とぞ。例なき事なり。天下を治め給ふ事十一年にて  
遁れ給ふ。尊號例のごとし。世の中改りて出家せさせ給ひき。五十一歳おまし  
くき。

二五三 後醍醐天皇

第九十五代第四十九世後醍醐天皇。諱は尊治<sup>たかはる</sup>。後宇多第二の御子、御母は談天  
門院藤原忠子。内大臣師繼の女。實は入道參議忠繼の女なり。皇祖父龜山の上  
皇養ひ申し給ひき。弘安に時うつりて、龜山後宇多世をしろしめさすなりしに  
しを、たびく關東に仰せ給ひしかば、天命の理、忝なく恐れ思ひければにや  
俄に立太子のさた有りしに、龜山はこの君をすゑ奉らんと思しめして、八幡宮  
に告文を納め給ひしかど、一の御子さしたる故なくて、すてられがたき御事な  
りければ、後二修ぞ居給へりし。されど、後宇多の御志も淺からず、御元服あ  
りて、村上の例により、太宰の帥にて節會などに出でさせ給ひき。後中務の卿

▲彼親王―邦良。  
▲鶴膝―兩膝腫れ  
痛み、膝大にして  
腿細く、鶴の膝の  
ごとくなる病。

を兼ねさせ給ふ。後二條世を早くしましめて、父の上皇歎かせ給ひし中にもよろづこの君にぞ委附し申させ給ひける。やがて儲君の定ありしに、後二條の一の御子邦良の親王居給ふべきかと聞えしに、思しめず故ありとて、この親王を太子に立て給ふ。かの一の御子をさなくましませば、御子の儀にて傳へさせ給ふべし。若し邦良の親王早世の御事あらば、この御末繼躰たるべしとぞ、しるしおかせましくける。かの親王鶴膝の御病ありて、危く思しめしける故なるべし。後宇多の御門こそ、ゆゑしき稽古の君にましくしに、その御跡をばよくつぎ申させ給へり。剩へ諸の道を好みしらせ給ふ事、有りがたき程の御事なりけんかし。

二五四 天子 灌頂

佛法にも御志深くて、むねと眞言を習はせ給ふ。始めは法皇にうけましくけり。後に前大僧正禪助に、許可までうけ給ひけるとぞ。天子灌頂の例は、唐朝にもみえ侍り。本朝にも清和の御時、禁中にて慈覺大師灌頂を行はる。主上を始め奉り、忠仁公などもうけられたり。これは結縁灌頂かとぞ申すめる。この度は誠の授職と思し召し、にや、されど猶許可に定まりきとぞ。それならず。

▲人々にも―青蓮院本慶安本及に作る。

▲本朝異朝禪門の僧徒―嘉暦年中僧圓觀文觀等を内に召し、元徳中元の僧楚俊を召して法を問ひ給ふ。其の外も尙あるべし。  
▲戊午―文保二年  
▲記録所云々―元亨元年記録所を置く。  
▲公家云々―天皇が政を執り給ふをいふ。

▲後宇多院―元亨四年六月崩御。  
▲東宮―邦良。

▲東宮の御方にさ

人々にも諸流をもうけさせ給ひぬ。

二五五 諸宗 兼學

又諸宗をも捨て給はず。本朝異朝禪門の僧徒までも、内にめしてとぶらはせ給ひき。すべて和漢の道を兼ね明かなる御事は、中比よりの代々には、こえさせましくけるにや。

二五六 記 録 所

戊午の年即位。己未の夏四月に改元。元應と號す。始めつ方は後宇多院の御政なりしを、中二年計り有りてぞ、譲り申させ給ひし。それよりふるきがごとくに、記録所を置かれて、夙に起き夜はにおほとのごもりて、民の愁をきかせ給ふ。天下擧りてこれを仰ぎ奉る。公家の古き御政にかへるべき世にこそと、高きも賤しきも、兼ねてうたひ侍りき。

二五七 討 幕 密 議

かゝりし程に、後宇多院かくれさせ給ひて、いつしか東宮の御方にさぶらふ人、そばくしに聞えしが、關東に使節を遣はされ、天位を争ふまでの御中らひに成りにき。あづまにも東宮の御事を、引き立て申す輩ありて、御憤のはじめ

ぶらふ人々―藤原經繼、源有忠、藤原教定等皆後宇多天皇の遺詔に據て東宮を立てむとす。  
 ▲關東に使節を云々―嘉曆元年藤原定房を遣はし鎌倉に至り、後嵯峨帝の遺詔によりて、天皇の皇子を皇太子に立てむ事を高時に勅す。高時詔を奉ぜず。  
 ▲甲子―元亨四年即正中元年。  
 ▲漸事あらはれにしかども云々―土岐頼貞より事發覺し、資朝俊其捕はれ、土岐頼貞多治見國長殺さ。關東へ勅使を遣され高時か忿かしつめ給ひ、俊基朝臣は罪を赦され、資朝

となりぬ。元亨甲子の九月の末つ方、漸く事顯はれにしかども、奉はり行ふ中に、いふかひなき事出できにしかど、大方は事なくてやみぬ。その後程なく東宮かくれ給ふ。神慮にも叶はず、祖皇の御誠にも違はせ給ひけりぞぞ覺えし。今こそこの天皇、疑ひなき繼躰の正統に定まらせ給ひぬれ。されど坊には後伏見第一の御子量仁の親王居させ給ふ。

二五八 笠置 蒙塵

かくて元弘辛未の年八月に、俄に都を出でさせ給ひ、奈良の方に臨幸ありしがその所宜しからで、笠置といふ山寺の邊に行宮をしめ、御志有るつはものを召し集めらる。たびく合戦ありしが、同九月に東國の軍多くあつまりのぼりて事かたくなりければ、他所にうつらしめ給ひしに、思の外の事出できて、六波羅とて承久より以來しめたる所にみゆきなる。御供に侍りし上達部上のをのこども、或はとられ、或は忍び隠れたるもあり。かくて東宮位に即かせ給ふ。次の年の春、隱岐の國にうつらしめまします。御子達もあなたかなたにうつされ給ひしに、兵部卿護良の親王ぞ、山々を廻り、國々を催して、義兵をおこさんと企て給ひける。

朝臣は佐渡國へ流罪に處せられ事やみぬ。

- ▲東宮かくれ給ふ―嘉曆元年薨す
- ▲坊―東宮坊。
- ▲元弘辛未―元弘元年。
- ▲他所―赤坂城。赤坂に趣かむとて笠置を落ち給ひしが山城綴喜郡有玉山の麓にて、賊に捕はれ給ひ、六波羅に行幸せらる。
- ▲六波羅云々―承久三年泰時時房を六波羅に置き、京師を衛らしむ。
- ▲東宮―光嚴。元弘元年花園上皇の詔をもて踐祚。
- ▲次の年―元弘二年。

二五九 諸國 義兵

河内の國に楠の正成といふ者ありき。御志深かりければ、河内と大倭との境に金剛山と云ふ所に城を構へて、近國を侵し平げしかば、東より諸國の軍を集めてせめしかど、堅く守りければ、たやすく落すに能はず。世の中亂れ立ちにし。次の年癸酉の春、忍びて御船に奉りて、隱岐を出で伯耆につかせ給ふ。その國に源長年と云ふ者あり。御方に參りて、船上と云ふ山寺に、假の宮をたて、ぞすませ奉りける。かのあたりの軍兵、暫くは競ひて襲ひ申しけれど、皆靡き申しぬ。都近き所々にも、御志ある國々の兵、よりくうち出でければ、合戦もたびくになりぬ。京中騒がしくなりて、上皇も新主も六波羅にうつり給ふ。伯耆よりも軍をさしのぼらせる。爰に畿内近國にも、御志ある輩は、八幡山に陣をどる。坂東よりのぼれる兵の中に、藤原の親光といふものも、かの山に馳せ加はりぬ、つぎく御方に參る輩多く成りにける。

二六〇 源 高 氏

源高氏と聞えしは、昔の義家朝臣が二男義國といひしが後胤なり。かの義國が

孫なりし義氏は、平義時朝臣が外孫なり。義時が世となりて、源氏の號ある勇士には、心をあきければにや、おしすゑたるやうなりしに、これは外孫なればごり立て、領する所などもあまたはからひおき、代々になるまで、隔なくのみありき。高氏も都へさしのぼせられけるに、疑を遣れんとにや、告文を書き置きてぞ進發しける。されど冥見をもちかへり見ず。今度心がはりして御方に參る。

二六一 兩院新帝御幸

官軍力をえしまゝに、五月八日の比にや、都にある東軍皆破れて、東へ心ざして落ち行きしに、兩院新帝同じく御幸あり。近江の國馬場といふ所にて、御方に志ある輩打出でにければ、武士は戦ふまでもなく多くは自滅しぬ。兩院新帝は都にかへし奉り、官軍これを守り申しき。かくて都より西さま程なく静りぬと聞えければ、還幸せさせ給ふ。誠にめづらかなりし事になん。

二六二 新田 義 貞

東にも上野の國に源義貞といふ者あり。高氏が一族なり。世の亂に思ひをおこし、いくばくならぬ勢にて、鎌倉に打臨みけるに、

▲御子等―一宮中務卿親王を土佐へ妙法院二品親王を讃岐へ流し奉る。  
▲楠の正成云々―元弘元年九月正成義兵を起す。  
▲次の年癸酉―元弘三年  
▲上皇―後伏見、花園。  
▲新主―光厳。  
▲御志ある輩―赤松則村。  
▲八幡山―山城國  
▲藤原親光―結城親光。  
▲告文―起請文。  
▲兩院新帝―後伏見、花園、光嚴。  
▲御方に志ある輩―太平記には、近江美濃等の國盜溢者共二三千人、龜山帝の第五の宮を

奉じて、番馬にて仲時以下を邀へ撃ちたる由にしるせり。

▲高時を始めとし云々―鎌倉の寶戒寺にて死す。

▲筑紫の國々―太平記に、筑紫へ討手を下し探題北條英時を責めんとせられけるに、六月七日菊池少貳大伴の許より九州の朝敵残る處なく亡びぬる由を奏すとあり。

▲あひにしに―大澤本慶安本あひにしに作る。

二六三 鎌倉 平 定

高時等運命極りにければ、國々の兵つき隨ふ事、風の草を靡かすがごとくして五月の二十二日にや、高時を始として、多くの一族皆自滅してければ、鎌倉又平ぎぬ。

二六四 筑紫奥羽平定

符契を合する事もなかりしに、筑紫の國々陸奥出羽の奥までも、同じ月にぞしづまりにける。六七千里の間一時におこりあひにしに、時の至り運の極まりぬるは、かゝる事にこそぞ、不思議にも侍りしものかな。

二六五 天 皇 還 幸

君はかくともしらせ給はず。攝津國西の宮といふ所にてぞ、聞かせましけり。六月四日東寺に入らせ給ふ。都にある人々も參り集りしかば、威儀をどめ申し給ひて、都にすませましけり。されど新帝は偽主の儀にて、正位には用ゐられず。改元して正慶といひしをも、本のごとく元弘と號せらる。官位昇進せし輩も、皆元弘元年八月よりさきのまゝにぞ有りし。

二六六 建武中興

平治より後、平氏世を亂りて二十六年、文治の始め頼朝權を専らにせしより、父子相つぎて三十七年、承久に義時世をとり行ひしより百十三年、すべて百七十餘年の間、おほやけの世を一つにしらせ給ふ事絶えにしに、この天皇の御代に掌をかへすよりもやすく、一統し給ひぬる事、宗廟の御計ひも時節ありけりと、天下こぞりて仰ぎ奉りける。

二六七 鎮守將軍源顯家

同じき年の冬十月に、先づ東の奥をしづめらるべしとて、參議右近中將源顯家卿を陸奥の守になし遣さる。代々和漢の稽古をわざとして朝家に仕へ、政務にまじはる道をのみこそ學び侍れ。更途の方にもならず、武勇の藝にもたづさはらぬ事なれば、度々いなみ申し、かど、公家既に一統しね、文武の道二なるべからず。昔は皇子皇孫もしくは執政の大臣の子孫のみこそ、多くは軍の大將にもさゝれしか。今より武を兼ねて蕃屏たるべしと仰せ給ひて、御みづから旗の銘をかゝしめ給ひ、様々の兵品をさへ下し給はる。任國に赴く事も絶えて久しく成りにしかば、古き例を尋ねて罷申の儀あり。御前に召し勅語有りて、御衣

▲同じき年—元弘三年。

▲わざとして—白山本先としてに作る。

▲皇子皇孫もしくは執政の大臣の子孫—四道將軍、日本武尊等皆皇子皇孫なり。藤原忠文、藤原繼繩等皆大臣の子孫なり。

▲御子—義良親王  
▲今上皇帝—後村上。

▲兩國—陸奥出羽

▲尊氏—元弘三年六月從四位下に敍し、左兵衛督に任ず。同八月從三位に敍し、同四年正月正三位に敍し、建武元年九月參議に任じ、同二年八月從二位に敍す。  
▲三ヶ國—武藏、常陸下總。

御馬などを給はりき。猶奥のかためにもと申しうけて、御子を一所伴ひ奉る。かけまくもかしこき今上皇帝の御事なれば、こまかには記さず。かの國につきにければ、誠におくの方さま兩國をかけて、皆靡さしたるがひにけり。

二六八 源直義

同十二月左馬頭源直義の朝臣、相摸守を兼して下向す。これも四品上野の太守成良親王を伴ひ奉る。この親王後に暫く征夷大將軍を兼ねさせ給ふ。直義は高氏が弟なり。

二六九 高氏の論

抑かの高氏御方に參りしその功は、誠に然るべし。すゞろに寵幸ありて抽賞せられしかば、偏に頼朝卿天下をしづめしまゝの志にのみ成りにけるにや、いつしか越階して四位に敍し、左兵衛督に任ず。拜賀のさきに、やがて從三位して程なく參議從二位までにのぼりぬ。三ヶ國の吏務守護及びあまたの郡庄を給はる。弟直義左馬頭に任じ、從四位に敍す。昔頼朝ためしなき勳功ありしかど、高位高官にのぼる事は亂政なり。果して又子孫も早く絶えぬるは、高官のいたすところかどぞ申し傳へたる。高氏等は頼朝實朝が時に親族なごとして、優恕する事

もなし。唯家人の列なりき。實朝の八幡宮に拜賀せし日も、地下前駈二十人中に相加はれり。たとひ頼朝が後胤なりとも、今更登用すべしとも覺えず。況や久しき家人なり。さしたる大功もなくて、かくやは抽賞せらるべき。とあやしみ申す輩もありけるとぞ。關東の高時、天命既に極まりて、君の御運を開きし事は、更に人力といひがたし。武士たる輩、いへば數代の朝敵なり。御方に参りてその家を失はぬこそ、あまりある皇恩なれ。更に忠をいたし勞をつみてぞ理運の望みをも企て侍るべき。然るを天の功を盗みて、己が功と思へり。介子推が戒も、習ひ知るものなきにこそ。かくて高氏が一族ならぬ輩もあまた昇進し、昇殿をゆるさるゝもありき。されば或人の申されしは、公家の御世にかへりぬるかと思ひしに、中々猶武士の世に成りぬるとぞありし。

### 二七〇 天子の政道

凡政道と云ふ事は、所々にしるし侍れど、正直慈悲を本として決斷の力有るべきなり。これ天照大神の明かなる御教なり。決斷と云ふにとりてあまたの道あり。一にはその人を選びて官に任ず、官にその人ある時は、君は垂拱してまします。されば本朝にも異朝にも、これを治世の本とす。二には國郡を私にせ

▲介子推がいましめ云々―左傳、僖公二十四年の條に出でたり。

分つ所必ずその理のまゝにす。三には功あるを必ず賞し、罪あるをば必ず罰す。これ善を勧め惡を懲す道なり。これに一もたがふを亂政とはいへり。上古には勳功あればとて、官位を進むる事はなかりき。常の官位の外に勳位といふしなを置きて、一等より十二等まであり。無位の人なれど、勳功高くて一等にあがれば、正三位の下、從三位の上に列なるべしとぞ見えたる。又本位ある人のこれを兼ねたるもあるべし。官位といへるは、上三公より下諸司の一分に至る。これを内官と云ふ。諸國の守より史生郡司に至る。これを外官と云ふ。天文にかたがり地理に法りて、各つかさざる方あれば、その才なくては任用せらるべからざる事なり。名と器とは人にかさずとも云ひ、天のつかさに人それ代るともいひて、君のみだりに授くるを謬舉とし、臣のみだりに受くるを尸祿とす。謬舉と尸祿とは、國家の破るゝ階、王業の久しからざる基なりとぞ。中古と成りて、平の將門を追討の賞にて、藤原の秀郷正四位下に敍し、武藏下野兩國の守を兼ね、平の貞盛正五位下に敍し、鎮守府將軍に任ず。安倍貞任奥州をみだりしを、源頼義の朝臣、十二年まで戦ひて、凱旋の日正四位下に敍し、伊豫守に任ず。かれらその功高しといへども、一任四五ヶ年の職なり。これ猶上古の

▲一任四五ヶ年の職—國守の交替、始は六年毎にありしを文武天皇の慶雲三年二月に四年に改められたり。孝謙天皇の天平寶字二年又六年とす。又後には國の遠近により四年五年の定となれり。

▲受領—國司。

▲檢非違使—嵯峨天皇の御代之を置かる。非法非違を檢察する職。

▲其子—實朝。

法にはかはれり。保元の賞には、義朝左馬頭に轉じ、清盛太宰大貳に任す。この外受領檢非違使になれるもあり。この時にや既に亂りがはしき始めと成りにけん。平治よりこのかた皇威殊の外に衰へぬ。清盛天下の權を盜み、太政大臣にあがり、子共大臣大將になりしうへは、いふにたらぬ事にや。されど朝敵になりて、やがて滅亡せしかば、後の例にはひきがたし。賴朝は更に一身の力にて、平氏の亂を平げ、二十餘年の御憤をやすめ奉りき。昔神武の御時に、宇麻志麻見命の中州をしづめ、皇極の御宇に、大織冠蘇我の一門を亡ぼして、皇家を全くせしより後には、類なき程の勳功にや。それすら京上りの時、大納言大將に任せられしをば、固くいなみ申しけるを、おしてなされにけり。公私のわざはひにや侍りけん。その子はかれが跡なれば、大臣大將になりて頼て亡びぬ。更に跡といふものなし。天意には違ひにけりと見えたり。君もかゝるためしを始めさせ給ひしによりて、大功なきものまでも、皆かゝるべき事と思ひあへり。賴朝はわが身かゝればとて、兄弟一族をばかたく抑へけるにや、義經五位の檢非違使にて止みぬ。範賴が參河守なりしは、賴朝拜賀の日、地下の前驅に召し加へたり。おごる心見えければにや、この兩弟をも終に失ひぬ。さらぬ親族も

▲近き皇孫—經基は天皇の孫。

▲承平の亂—藤原純友平將門が反逆をいふ。

▲源爲賴—正應三年三月九日夜、淺原爲賴父子三人内裏に亂入す。

多く亡ぼされしは、おごりのはしを防ぎて、世をも久しく、家をもしづめんとにやありけん、先祖經基は、近き皇孫なりしかど、承平の亂に、征東將軍忠文の朝臣が副將としてかれが節度をうく。それより武勇の家となる。その子滿仲より、賴信賴義義家相續ぎて、朝家のかためとして久しく召し仕はる。上にも朝威まし、下にその分に過ぎずして、家を全くし侍りけるにこそ。爲義に至りて、亂にくみして、誅にふしぬ。義朝又功を立てんとて滅びにき。先祖の本意に背きける事は疑ひなし。さればよく先蹤を辨へ、得失を考へて、身を立て家を全くすることを賢き道なれ。愚なる類は清盛賴朝が昇進するをみて、皆かく有るべき事と思ひ、爲義義朝が逆心を好みして、亡びたる故を知らず。近ごろ伏見の御時源爲賴と云ふをのこ、内裏に參りて自害したりしが、かねて諸社に奉れる箭にも、その夜射ける箭にも、太政大臣源爲賴と書きたりし、いとをかき事に申すめれど、人の心の亂りになり行く姿は、これにておしはかるべし。義時などはいか程もあがるべくやありけん、されど正四位下右京權大夫にてやみぬ。まして泰時が世に成りては、子孫の末をかけてよくおきて置きければにや、滅びしまでも、終に高官にのぼらず。上下の禮節をみだらず。近く

▲維貞—宗宣の子  
宣時の孫。

▲さらばとて—と  
て大澤本青蓮院本  
等など作る。

▲先德行を盡す—  
選叙令に、應レ選  
者皆審ニ狀述ニ餘擬  
之日、先盡ニ德行—  
德行同取ニ才用高  
者、才用同、取ニ勞  
効多者—とあり。

▲四等—考課令に  
徳義有レ聞者、爲ニ  
一善、清慎顯著者、  
爲ニ二善、公平可レ  
稱者、爲ニ三善、恪  
勤匪レ懈者、爲ニ一  
善—とあり。

▲寛弘—一條天皇  
の年號

▲七ヶ國の受領を  
へて云云—北山抄

に、國司加階事、  
一箇國從上、三箇  
國正下、四箇國四  
位、五箇國從上、七  
箇國可レ任ニ三木—  
是常例也とあり、  
三木は參議なり。

▲非重代—譜第に  
あらざる由。

維貞といひしもの、吹嘘により修理の大夫になりしをだにも、いかゞと申しけるが、誠にその身もやがてうせ侍りにき。父祖のおきてにたがふは、家門を失ふしるしなり。人は昔を忘るゝものなれど、天は道を失はざるなるべし。さらばとて、天は正理のまゝには行はれぬと云ふ事疑はしけれど、人の善惡は自らの果報なり。世のやすからざるは時の災難なり。天道も神明も、いかにとぬ事なれど、邪なるものは久しからずして亡び、亂れたる世も正にかへるは、古今の理なり。これをよく辨へ知るを稽古といふ。昔人を選び用ゐられし日は、先德行を盡す。德行同じければ才用あるを用ゐ、才用ひとしければ勞効あるをとる。又徳義、清慎、公平、恪勤の四善をとることも見えたり。又格條には、朝に厮養たれども、夕に公卿に至ると云ふ事の侍るも、德行才用によりて、不次に用ゐらるべき心なり。寛弘よりあなたには、誠に才賢ければ、種姓にかはらず將相に至る人もあり。寛弘以來は譜第を先として、その中に才もあり徳もありて、職にかなひぬべき人をぞえらばれける。世の末にみだりがはしかるべき事を誡めらるゝにやありけん。七ヶ國の受領を経て、合格して公文と云ふ事考へぬれば、參議に任ずと申しならはしたるを、白河の御時、修理のかみ顯

季といひし人、院の御乳母の夫にて、時のきらならぶ人なかりしが、この勞をつのりて、參議を申しけるに、院の仰に、それも物書きての上の事ごありければ、理にふして止みぬ。この人は歌道なども譽れありしかば、物かゝぬほどの事やはあるべき。又參議になるまじき程の人にもあらじなれど、和漢の才學のたらぬにぞありけん。白河の御代までは、よく官を重くし給ひけりと聞えたり。あまり譜第をのみとられても、賢才の出でこぬはしなれば、上古に及びがたき事を恨むるやからもあれど、昔のままにてはいよく亂れぬべければ、譜第を重くせられけるも理なり。但才も賢く徳もあらはにして登用せられんに、人の謗あるまじき程の器ならば、今とても非重代によるまじき事ごぞ覺え侍る。その道にはあらで、一旦の勳功などいふばかりにて、武家代々の陪臣をあげて高官を授けられん事は、朝議のみだりなるのみならず、身のためにも能く慎むべき事ごぞ覺え侍る。もろこしにも漢の高祖はすゝろに功臣を大きに封じ、公相の位を授けしかば、果しておごりぬ。おごりぬればほろぼす。依りて後には功臣残りなく成りにけり。後漢の光武はこの事に懲りて、功臣に封爵を與へけるも、その首たりし鄧禹すら、封せらるゝ所四縣に過ぎず。官を任ずるには、文吏を



▲曠官—官をむなしくすといふ義。

▲功田—田令に、凡功田、大功世々不絶、上功傳三世、中功傳二世、下功傳一子とあり。

▲不輸の地—貢物を出さざる地。

▲諸院諸宮に御封あり—太上天皇三后などの御封。

▲官田—茲に云へるは位田なり。親王、王臣五位以上の人に賜ふ。令の所謂官田にあらずるなり。

▲職田—太政大臣以下其の職の高下によりて相當の田を賜ふを云ふ。

求めえらびて、功臣をさしおく。これによりて二十八將の家久しく傳はり、昔の功も空しからず。朝には名士多く用ゐられて曠官の謗なかりき。かの二十八將の中にも、鄧禹と賈復とはその選に預りて官にありき。漢朝の昔だに、文武の才を備ふる事いと有りがたく侍りけるにこそ。次に功田といふ事は、昔は功の品に隨ひて、大上中下の四の功を立て、田をあが給ひき。その數皆定まれり、大功は世々にたえず。その下つかたは、或は三世に傳へ、孫子に傳へ、身に止まるもあり。天下を治むると云ふ事は、國郡を専らにせずして、その事となく、不輸の地を立てらるゝ事のなかりしにこそ。國に守有り、郡に領あり、一國の内皆國命の下にて治めし故に法に背く民なし。かくて國司の行迹を勘へて賞罰ありしかば、天下の事掌をさして行ひやすかりき。その中に諸院諸宮に御封あり。親王大臣又かくのごとし。その外官田職田とてあるも、皆官符を給はりて、その所の正税を受くるばかりにて、國は皆國司の吏務なるべし。但し大功のものぞ、今の庄園なごとして傳ふるごとく、國司にいろはれずして傳へける。中古となりて庄園多く立てられ、不輸の所出できしより、亂國とはなれり。上古にはこの法能く堅かりければにや、推古天皇の御時、蘇我の大臣、わが封戸を分

▲國々—白山本國司に作る。

▲後様には云々—白河鳥羽の頃。

▲文治の始め云々—文治元年十一月

▲本所の領—庄園

▲累家—累代の家。

けて寺に寄せんと奏せしを、終にゆるされず、光仁天皇は永く神社佛寺に寄せられし地をも、永の字は一代に限るべしとあり。後三條院の御世こそこの費を聞かせ給ひて、記録所をおかれて、國々の庄公の文書を召して多く停廢せられしかど、白河鳥羽の御時より、新立の地彌多くなりて、國司の知る所百分が一に成りぬ。後様には國司任に赴く事さへなくて、その人にもあらぬ目代を差して國を治めしかば、いかでか亂國とならざらん。況や文治の始、國に守護職を補し、庄園郷保に地頭をおかれしより以來は、更に古の姿と云ふ事なし。政道を行はるゝ道悉くたえはてにき。たま〜一統の世にかへりぬれば、このたびぞ古き費をも改められぬべかりしかど、それまでは剩への事なり。今は本所の領といひし所々さへ、皆勳功に混せられて、累家も殆その名ばかりに成りぬるもあり。これ皆功にほこれる輩君をおとし奉るに依りて、皇威もいごと軽くなるかと思えたり。かゝればその功なしといへども、古より勢ある輩をなづけられんためにか、或は本領なりとて給へるもあり。或は近境なりとて望むもあり。闕所を以て行はるゝに足らざれば、國郡につきたりし地、若は諸家相傳の領までもきほひ申しけりごぞ。治まらんとして彌亂れ、やすからむとして益危くなり

にける。末世の至りこそ誠に哀しく侍れ。

二七一 人臣の道

凡そ王土に孕まれて、忠をいたし命をすつるは、人臣の道なり。必ずこれを身の高名と思ふべきにあらず。然れども後の人を勵まし、その跡を哀みて、賞せらるるは、君の御政なり。下としてきはひ争ひ申すべきにはあらぬにや。ましてさせる功なくして過分の望をいたす事、自危むるはしなれど、前車の轍を見る事は誠に有りがたきならひなりけんかし。中古までも人のさのみ豪強なるをば戒められき豪強に成りぬれば必ずおごる心あり。果して身を亡ぼし家を失ふためしあれば、戒めらるゝも理なり。鳥羽院の御代にや、諸國の武士の源平の家に屬する事をごとむべしといふ制符度々あもき。源平久しく武をとりて仕へしかども、事ある時は宣旨を給はりて、諸國の兵を召し具しけるに、近代となりて、やがてかたらはるゝ族多くなりしによりて、この制符は下されき。果して今迄の亂世の基なれば、云ふかひなき事に成りにけり。この地よりのことわざには、一度軍にかけあひ或は家の子郎從節に死ぬるたぐひもあれば、わが功におきては日本國を賜へ、もしは半國を賜はりてもたるべからずなど申すめる。誠にさまで思ふ事は

▲五百九十四郡一  
拾芥抄に、六百四  
郡とあり。

あらしなれど、やがてこれより亂るゝはしともなり。又朝威の輕々しさも推し量らるゝものなり。言語は君子の樞機なりといへり。白地にも君をないがしろにし人におごる事はあるべからぬ事にこそ。さきに記し侍りしごとく堅き氷は霜を履むより至るならひなれば、亂臣賊子といふ者は、その始め心言葉を慎まざるより出でくるなり。世の中の衰ふると申すは、日月の光のかはるにもあらず、草木の色の改まるにもあらず。人の心のおしく成り行くを、末世とはいへるにや。昔許由と云ふ人は、帝堯の國を傳へんと有りしを聞きて、潁川に耳を洗ひき。巢父はこれを聞きて、この水をだにきたながりて渡らず。その人の五臟六腑のかはるにはあらし、能く思ひならはせる故にこそあらめ。猶行末の人の心、思ひやるこそ淺猿けれ。大かた己一身は恩にほころども、萬人の恨を残すべき事をばなどか顧みざらん。君は萬姓の主にてましますせば、限りある地をもちて、限りなき人に分たせ給はん事は推して量り奉るべし。若一國づゝを望まば、六十六人にて皆ふさがりなん。一郡づゝといふとも、日本は五百九十四郡こそあれ。五百九十四人は悦ぶとも、千萬人の人は悦ばじ。況や日本の半をこゝろざし、皆ながら望まば、帝王はいつくを知らせ給ふべきにか。かゝる心の萌して詞に

▲長岡の―東鑑に  
 文治五年、高山次  
 郎重忠賜葛岡郡一  
 是狭少之地也云々  
 としゆ。葛岡長岡  
 未だ孰れか是なる  
 をしらす。  
 ▲甲の者―青蓮院  
 本書入剛の者に作  
 る

も出で、面にはづる色のなきを、謀叛の始めといふべきなり。昔の將門は比叡山に登りて大内を遠見して、謀叛を思ひ企てけるも、かゝる類にや侍りけん。昔は人の正しくて自ら將門に見も懲り、ききも懲り侍りけん。今は人の心のかくのみなりにければ、この世は彌々衰へぬるにや。漢の高祖の天下を取りしは、肅何張良韓信が力なり。これを三傑と云ふ。萬人に勝れたるを傑といふとぞ。中にも張良は高祖の師として、籌を帷幄の中に運らして、勝つ事を千里の外に決するはこの人なりとのたまひしかど、張良はおこる事なくして、留といひてすこしきなる所を望みて封せられにけり。あらゆる功臣多く滅びしかど、張良は身を全くしたりき。近き代の事ぞかし。頼朝の時迄も、文治の比にや、奥の泰衡を追討しに、自ら向ふ事ありしに、平の重忠が先陣にて、その功勝れたりければ、五十四郡の中、いづくをも望むべかりけるに、長岡郡とて、極めたる少き所を望み給はりけるとぞ。これは人に廣く賞をも行はしめんがためにや。賢かりけるをのこにこそ。又直實といひけるものに、一所を與へ給ふ下文に、日本第一の甲の者なりと書きて給はりてけり。一とせかの下文をもちて奏聞する人のありけるに、褒美の詞の甚しさに、與へたる所のすくなさ、誠に名を重くして

利を軽くしける、いみじき事と口々にほめあへりける。いかに心得てほめけんといとをか。これまでの心こそなからめ、事にふれて君を落し奉り、身を高くする輩のみ多くなれり。有りし世の東國の風儀もかはりはてぬ。公家の古き姿もなし。いかに成りぬる世にかと、歎き侍る輩も有りときこえしかど、中一とせ計は、誠に一統のしるし覺えて、天の下舉り集りて、都の中はえくしくこそ侍りけれ。

二七二 北條時行謀叛

▲乙亥―二年。  
 ▲高時が餘類―時  
 行等。  
 ▲失ひ云々―直義  
 淵邊伊賀守をして  
 殺し奉らしむ。か  
 れて殺し奉らむと  
 謀りしを、亂にま  
 ぎれて宿意を果し  
 たるなり。

建武乙亥の秋の比、滅びにし高時が餘類謀叛を起して鎌倉に入りぬ。直義は成良の親王を引きつれ申して、參河の國まで遁れにき。兵部卿護良の親王ことありて鎌倉におはしましけるをば、つれ申すに及ばず失ひ申してけり。亂の中なれど、宿意を果すにや有りけん。都にも兼ねて陰謀の聞えありて、嫌疑せられける中に、權大納言公宗の卿召しおかれしも、このまぎれに誅せらる。承久より關東の方人にて七代に成りぬるにや。高時も七代にて滅びぬれば、運の然らしむるかとは覺ゆれど、弘仁に死罪をとめられて後、信賴が時にこそ、めづらかなる事に申し侍りけれ。成里の寄も久しくなり、大納言以上に至りぬるに、同

▲成里の寄―外戚  
 の縁故。

じ死罪なりとも、あらはならぬ法令もあるに、うけたまはり行ふ輩の、あやまりなりとぞ聞えし。

二七三 高氏 謀叛

高氏は申しうけて東國に向ひけるが、征夷將軍並びに諸國の總追捕使を望みければ、征夷將軍になされて、悉くは許されず。程なく東國は静まりぬ。高氏望む所達せずして、謀叛を起す由聞えしが、十一月十日あまりにや、義貞を追討すべき由奏狀を奉る。則ち打ちて上りければ、京中騒動す。追討のため、中務卿尊良親王を上將軍として、さるべき人々もあまた遣はさる。武家には義貞の朝臣を始めとして、多くの兵を下されしに、十二月に官軍退きぬ。關々を固められしかど、次の年丙子の春正月十日官軍又破れて高氏既に近づく。依りて比叡山東坂本に行幸して、日吉の社にぞまし／＼ける。内裏も則ち焼けぬ。累代の重寶も多く失せにけり。昔よりためしなき程の亂逆なり。

二七四 顯家 上落

かゝりし間に、陸奥守鎮守府將軍顯家卿この亂を聞きて、親王を先にたて奉り陸奥出羽の軍兵を率して攻め上る。同十三日近江國につきて事の由を奏聞す。十

▲高氏―青蓮院本朝敵に作る。

▲親王―義良。

▲江―琵琶湖。

四日に江を渡りて坂本に参りしかば、官軍大きに力を得て、山門の衆徒迄も萬歳をよばひき。同十六日より合戦始まりて、卅日終に朝敵を追ひ落す。やがてその夜還幸し給ふ。

二七五 高氏 西下

高氏等猶攝津國に有るときこそしかば、重ねて諸將を遣す。二月十三日又これを平げつ。朝敵は舟に乗りて、西國へなん落ちにける。諸將及び官軍はかつがつ返り参りしを、東國の事覺束なしとて、親王も又歸らせ給ふべし。顯家卿も任所にかへるべき由を仰せらる。義貞は筑紫へ遣はさる。

二七六 陸奥 太守 始任

かくて親王元服し給ひ、直に三品に敘し、陸奥太守に任じまします。この國の太守は始めたる事なれど、たよりありとてぞ任じ給ふ。勸賞によりて、同母の御兄四品成良の御子を越え給ふ。顯家卿はわざと賞をば申しうけざりけるとぞ。

二七七 義貞 西討

義貞朝臣は筑紫へ下りしが、播磨國に朝敵の黨類有りとて、先づこれを對治すべしとて、日を送りし程に、五月にも成りぬ。

▲朝敵の黨類―赤松則村。

二七八 高氏 東上

高氏等西國の凶徒を相語らびて、重ねて攻め上る、官軍利なくして都に歸參せし程に、

七七九 山門再臨幸

同二十七日に、又山門に臨幸し給ふ。

二八〇 光明天皇即位

八月に至るまで度々合戦有りしかど、官軍いと進まず。依りて都には元弘の時の主上の御弟に、三の御子豊仁と申けるを位に即け奉る。

二八一 山門還幸

十月十日の比にや、山門より還幸。いと淺ましかりし事どもなれど、猶行末を思し召す道ありしにこそ。

二八二 東宮北國行啓

東宮は北國に行啓あり。左衛門督實世卿以下の人々、左中將義貞朝臣を始めとして、さるべき兵もあまた仕うまつりけり。

二八三 芳野臨幸

▲元弘の時の主上云々―光嚴天皇。  
▲豊仁―光明天皇。  
▲主上―大澤本青蓮院本僞主に作る。  
▲山門より還幸―青蓮院本等、主上都に出でさせ給ふに作る。  
▲東宮―恒良親王。

▲芳野に入らせ給ひぬ―始めは穴太にまし〜しが、後に金峯山にうつりたまへり。

▲戊寅―延元三年

▲石津―太平記阿倍野に作る。

主上は尊號の儀にましましき。御心を休め奉らんためにや、成良親王を東宮にする奉る。同十二月に忍びて都を出でまし〜て、河内の國に正成といひしが一族等を召し具して、芳野に入らせ給ひぬ。行宮を作りて渡らせ給ふ。本のごとく在位の儀にてぞまし〜ける。内侍所もうつらせ給ひ、神璽も御身にしがへ給ひけり。誠に奇特の事にこそありしか。芳野の御幸に先き立ちて、義兵を起す輩もありき。臨幸の後には、國々にも御志有る類あまた聞えしかど、次の年も暮れぬ。

二八四 顯家戰死

又の年戊寅の春二月、鎮守の大將軍顯家卿、又親王を先立て申し、重ねて打ち上る。海道の國々を悉く平げて、伊勢伊賀を経て大和に入り、奈良の京になん着きにける。それより所々の合戦あまた度、互に勝負ありしに、同五月和泉の國石津と云ふ所にての戦ひに、時や至らざりけん、忠孝の道こゝにて極まり侍りにき。苔の下にも埋もれぬ物とは、唯いたづらに名をのみぞ留めてし、心うき世にも侍るかな。官軍猶心を勵まして、男山に陣を取りて、暫く合戦ありしかど、朝敵忍びて社壇を焼き拂ひしより、事成らずして引き退く。

二八五 義貞戦死

▲義貞も云々―延元三年閏七月二日越前國蘆島に戦死す。

北國に有りし義貞も、度々召されしかど上りあへず、させる事なくて空しく成りぬと聞えしかば、云ふばかりなし。

二八六 親王儲君

さてしも止むべきならずとて、陸奥の御子又東へ向はしめ給ふべき定めあり。左少將顯信朝臣、中將に轉じ從三位に敍し、陸奥の介鎮守將軍を兼ねて遣はさる。東國の官軍悉くかれの節度にしたがふべき由を仰せらる。親王は儲君た立たせ給ふきむね申しきかせ給ふ。道の程もかたじけなかるべし、國にては顯はさせ給へどなん申されし。異母の御兄もあまたまし〜き。同母の御兄も、前東宮恒良親王成良親王まし〜しに、かく定まり給ひぬるも、天命なればかたじけなし。七月の末つ方、伊勢に越えさせ給ひて、神宮に事の由を奏して、御船のよそひし、九月の始ともづなをとかれに、十日あまりの事にや、上總の地近くより、空の景色おどろ〜しく海上荒くなりしかば、又伊豆の崎といふ方にただよはれ侍りしに、いとど波風夥しくなりて、あまたの船行方しらす侍りけるに、御子の御船はさはりなく伊勢の海につかせ給ふ。顯信朝臣は本より御船に

▲異母の御兄―宗良、聖助、法仁、懷良等の諸親王まし〜き。

▲九月の始―元弘日記八月十七日に作る。

さふらひけり。同じ風のまざれに東國をさして常陸國內の海につきたる舟侍りき。方々にだゞよひし中に、この二つの舟、同じ風にて東西に吹き分けらる。未の世にはめづらかなるためにぞ侍るべき。儲の君に定まらせ給ひて、例なきひなの御住居もいかゞと覺えしに、皇大神のとゞめ申させ給ひけるなるべし。後に芳野へ入らせまし〜て、御目の前にて天位をつがせ給ひしかば、いとご思ひ合せられて尊くも侍るかな。又常陸はもとより心ざす方なれば、御志有る輩あひ計ひて、義兵強く成りぬ。奥州野州の守も、次の年の春重ねて下向して各國につき侍りにき。

二八七 獲麟

さても舊都には、戊寅の年の冬、改元して曆應とぞいひける。芳野の宮には本の延元の號なれば、國々も思ひ〜の年號なり。もろこしにはかゝるためし多けれど、この國には例なし。されど四とせにもなりぬるにや。大日本島根は本よりの皇都なり。内侍所神璽も、芳野におはしませば、いづくか都にあらざるべき。さても八月の十日あまり六日にや、秋霧に侵されさせ給ひて、かくれまし〜ぬとぞ聞えし。寝るが中なる夢の世、今に始めぬならひとは知りながら

▲奥州云々―陸奥太守陸良親王(護良親王御子)下野守左中將道世。

▲昔仲尼は云々―魯哀公十有四年春西狩獲麟と春秋にあり。孔子筆をこゝにたつ。

▲左大臣の第一關白左大臣經忠公の第。

▲第十世の天皇―白山本今上皇帝に作る。

▲第八子―慶安本類徒本七子に作る今大澤本及大日本史所引の本に據る

かすく、目の前なる心地して、老の涙もかきあへねば、筆の跡さへ滞りぬ。昔仲尼は獲麟に筆を絶つとあれば、爰にて止りたく侍れど、神皇正統のよこしまなるまじき理を申し述べて、素意の末をも顯さまほしくて、しひて記しつけ侍るなり。兼ねて時をも悟らしめ給ひけるにや、前の夜より、親王をば左大臣の第へ移し奉られて、三種の神器を傳へ申さる。後の號をば仰のまゝにて、後醍醐の天皇と申す。天下を治め給ふ事二十一年。五十二歳おましゝ。昔仲哀天皇熊襲をせめさせ給ひし行宮にて神去りましゝ。されど神功皇后程なく三韓を平げ、諸皇子の亂を静められて、胎中の天皇の御代に定まりき。この君聖運ましゝしかば、百七十餘年中たえにし一統の天下をしらせ給ひて、御目の前にて日嗣を定めさせ給ひぬ。功もなく徳もなき盗人世に起りて、四とせあまりが程宸襟を惱し、御世をすぐさせ給ひぬれば、御怨念の末空しく侍りなや。今の御門又天照大神より以來の正統を受けましゝぬれば、この御光に争ひ奉るものや有るべき。中々かくて静まるべき時の運とぞ覺え侍る。

二八八 第九十六代天皇

第九十六代第五十世の天皇、諱は義良のりなが、後醍醐天皇第八の御子、御母は准三宮

▲癸酉―元弘三年  
▲甲戌―建武元年  
▲丙子―延元元年  
▲戊寅―延元三年  
▲己卯―延元四年

藤原の廉子。この君は生まれさせ給はんとて、日をいだとなん夢に見申し給ひけるとぞ。さればあまたの御子のなかにたゞなるまじき御事とぞ、兼ねてより聞えさせ給ひし。元弘癸酉の年、東の陸奥出羽のかたためにて赴かせ給ふ。甲戌の夏立親王、丙子の春都にのぼらせましゝて、内裏にて御元服、加冠左の大臣とかや。すなはち三品に敍し、陸奥の太守に任せさせ給ふ。同じき戊寅の年の春、又上らせ給ひて、芳野の宮にましゝしが、秋七月伊勢に越えさせ給ふ。かさねて東征ありしかど、猶伊勢に歸りまし、己卯の年三月、又芳野へいらせたまふ。秋八月中の五日讓を受けて、天日嗣をつたへおまします。

―卷六終―

新注 神皇正統記 大尾

大正十四年四月十二日印刷  
大正十四年四月十六日發行

新注神皇正統記

定價金壹圓五拾錢

校訂新注者 佐藤仁之助

東京市本郷區本郷五丁目八番地  
發行兼印刷者 青山清吉

東京市神田區美土代町三丁目十五番地  
印刷所 前田印刷所

東京市本郷區本郷五丁目八番地  
發行所 青山堂書房  
振替口座東京二七七番





2345

532

110

終